

ごかのお知らせ

お知らせ

■人権擁護委員による「全国一斉特設相談」を実施します

(総務課)

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。また、人権の大切さについて、街頭啓

発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。全国人権擁護委員連合会では、来る6月1日に「全国一斉特設相談」を開催し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。茨城県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなんで、次のとおり、特設相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員が、人権問題等で困りの方のご相談を受け付けます。

なお、町には、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方がおります。

秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。
人権擁護委員

- ・篠崎 勝 さん
- ・古郡 静夫 さん

○日時

6月2日(月)
午前10時から午後3時まで

○場所

五霞ふれあいセンター

○お問い合わせ

五霞ふれあいセンター
☎(84)3595

■平成20年度町県民税について

(町民税務課)

平成20年度の町県民税(住民税)は、平成19年中の収入をもとに課税されます。

特別徴収(給与からの天引)の方は5月中旬に、普通徴収(自分で納付)の方は6月中旬に、納税通知書を発送いたします。

○税源委譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成19年中所得が平成18年分に比べて大きく減少した場合、所得税の税率が下がることにより受けられるはずだった税源委譲の調整が不十分であったり、まったく受けられなかったりする場合があります。これを調整するため、平成18年中と平成19年中の所得変動に伴う負担増が大きい方のうち、下記の要件に該当する一部の方については、平成19年度分の住民税に限り税源委譲前の水準まで減額する措置が設けられました。

対象者は次の両方の要件を満たしている方

- ①平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税を除く)より、所得税との人的控除差の合計額が大きい方
- ②平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税を除く)が、所得税との人的控除差の合計額と同じか小さい方

減額措置を受けるためには

対象となる方は、平成20年7月1日から31日までの間に、平成19年度住民税を課税している

市区町村に申告をする必要があります。

○お問い合わせ

税務G(内線252)

■軽自動車税は納期限までに納めましょう(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限(6月2日(月))までに納付してください。納付後は納税証明書と車検証と一緒に大切に保管してください。

心身に障がいのある方が所有する軽自動車、または心身に障がいのある方と生計を一緒にしている方が所有する軽自動車、一定の条件に該当する場合は、納期限の7日前(5月26日(月))までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免を申請されている方は申請できませんので、ご注意ください。

○減免申請の際持参するもの
障がい者手帳、運転免許証、納税通知書、印鑑

※減免申請書は、町民税務課に用意してあります。

○お問い合わせ

税務G(内線 251)



■自動車税は納期限までに納めましょう(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限(6月2日)までに納付してください。

なお、身体障がい者等の方で一定の条件に該当する場合は、申請することにより自動車税が減免される制度があります。

ただし、納期限までに減免申請書等を提出されませんと減免措置を受けられませんのでご注意ください。

○お問い合わせ

境界税事務所 収税課
☎(87)1120(代)

■乳幼児健康相談について

(健康福祉課)

町では「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、年4回乳幼児健康相談を実施しています。育児や予防接種等についてお気軽にご相談ください。

○日時

5月24日(土)
受付 午前9時40分から10時まで

○場所

保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910